

## 魚津市公告第31号

### 犬の抑留について

狂犬病予防員から狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定による犬を抑留した旨の通知があったので、同条第8項の規定に基づき、公告します。

令和2年6月17日

魚津市長 村椿 晃

#### 1 抑留した犬の種類等

種類	性別	年齢	毛色	名号	体格	特徴	摘要
雑	雄	老齡	茶	不明	中	赤色の首輪	注射済票（黄）を装着しているが、番号識別困難。

2 抑留した日時 令和2年6月15日午前9時15分

3 抑留した場所 石垣389番地内

4 経緯 新川厚生センター魚津支所にて保護中

5 連絡先

魚津市民生部環境安全課（電話番号 0765-23-1004）

富山県新川厚生センター魚津支所（電話番号 0765-24-0359）